

## 川内原子力発電所1・2号機の再稼働について住民の安全確保のための十分な対応を求める意見書

川内原子力発電所1・2号機については、再稼働に当たり必要とされる立地自治体の同意を平成26年10月に薩摩川内市、同年11月に鹿児島県からそれぞれ得ている状況であるが、その再稼働に際しては、次の理由により慎重を期すことが求められる。

(1) 政府は、エネルギー基本計画の中で、原子力発電所の再稼働は原子力規制委員会の安全性に対する判断を尊重して進めるとしているが、原子力規制委員会は、基準への適合性を審査しているのであって安全審査ではないとの見解を示していることから、安全に対する責任の所在が曖昧となっている。

(2) 政府は、原子力災害対策指針において、原子力施設からおおむね30km圏を目安とした緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）内の自治体に対して、避難計画等の事前対策を義務づけているにもかかわらず、区域内の全ての自治体において住民説明会を実施しておらず、同区域内のいちき串木野市議会及び日置市議会は「30km圏の自治体にも再稼働の同意を得るべき」という趣旨の意見書を鹿児島県知事に提出し、地元自治体及び周辺住民の理解が得られているとはいえない。

また、東京電力が、衆議院原子力問題調査特別委員会において、30km圏の自治体の理解がなければ再稼働の条件が十分でないと述べていることから、再稼働に当たっては最低限でも30km圏の自治体の同意が必要である。

(3) NHKの世論調査において、全国で再稼働に反対すると回答した割合は57%であり、その中で、原発の安全性に不安があるとの理由を述べている人数は全体の42%と最も回答率が高かった。

(4) 自治体の避難計画については、避難ルート、避難道路の確保、避難者の受け入れ先の確保、運送手段、自治体間調整など、さまざまな問題があり実効性が確保できていない現状にある。

(5) 川内原子力発電所は、最近、火山活動が活発化している阿蘇山や桜島に続く火山帯に隣接しており、噴火による大きな影響を受ける可能性がある。さらに、専門家が火山噴火の予測はきわめて難しいと見解を示していることから、監視の強化により噴火の前兆の把握が可能という原子力規制委員会の評価は不明確といえる。

よって、政府におかれては、川内原子力発電所1・2号機の再稼働に当たり住民の安全を確保するため、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）内の全自治体において、公開の住民説明会を開き、住民の理解を得ること。
- 2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）内の自治体が策定した避難計画について、実効性があるか十分な実地検証を繰り返し行うこと。
- 3 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）内の全自治体の議会及び首長から再稼働に係る同意を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 } あて  
経 済 産 業 大 臣 }